

要求水準書

1. 件名
ねんりんピック彩の国さいたま 2026 会場設営等委託業務
2. 履行期間
契約締結日から令和 8 年 11 月 30 日まで
3. 履行場所
さいたま市浦和区常盤 6-4-4 外
※各会場の日程・場所については別添 10「会場地一覧（予定）」を参照。
4. 予算の上限額
175,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
5. 目的
ねんりんピック彩の国さいたま 2026 の開催にあたり、会場設営撤去業務、その他関連業務を一体的に実施し、安全かつ円滑で魅力ある大会運営を実現することを目的とする。
6. 業務の基本的な考え方
(1)全体最適の視点で計画・実行すること
(2)自律的に課題を抽出し提案すること
(3)安全で効率的な運営を実現すること
7. 業務内容
業務内容については、別記「全体版仕様書」、別添 1～11 を参照。
8. 要求水準
受託候補者は、企画提案書及びプレゼンテーションにおいて、少なくとも以下の事項について具体的かつ分かりやすく説明すること。
(1)業務全体の実施方針
・本業務を一体的に実施するにあたっての基本的な考え方
・本大会の特性（高齢者中心、複数会場等）を踏まえた工夫点
(2)実施体制・指揮命令系統
・実施体制、責任者の配置
・複数会場を想定した指揮命令系統・委託者との情報共有方法

(3)進捗管理

- ・ 工程表の作成
- ・ 委託者との情報共有、意思決定の進め方

(4)安全管理・リスク対応

- ・ 安全な大会運営に向けた具体的な案
- ・ 想定されるリスク（事故、荒天等）と対応方針

(5)コスト

- ・ コストの最適化に向けた工夫
- ・ 過剰仕様とならない合理的な人員配置、物品数量等についての考え

(6)その他自由提案

- (1)～(5)に掲げるもののほか、独自のセールスポイントや改善案

9. 契約に関する条件等

(1)契約金額

本業務の契約金額には、本業務に関わる一切の経費を含む。

(2)委託料の支払い

- ・ 受託者は、委託業務完了後、「完了報告書」を作成し、委託者の検査を受けること。
- ・ 委託者は、適正に履行されたことを確認後、受託者から請求書を受領する。
- ・ 委託者は、適法な支払い請求を受けた日から 30 日以内に一括して支払うものとする。

(3)再委託等について

受託者は委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行うため、あらかじめ甲と協議の上、必要と認められたときは、主要な部分を除いて業務の一部を他者に再委託することができる。

10. 一般事項

- (1)受託者は、委託者から本業務に関する連絡を受けたときは、直ちに協議に応じる等の対応をしなければならない。
- (2)受託者に本要求水準書で定める事項から逸脱する行為が認められたときは、委託者は、調査の実施及び業務の中止を受託者に命じることがある。
- (3)受託者は、業務遂行中に不測の事故等が発生したときは、直ちに委託者へ連絡するとともに、適切な処理を行わなければならない。
- (4)受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除後又は期間満了後においても同様とする。
- (5)受託者は、本業務の実施により、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責任に帰する場合は、全て受託者の責任において処理するものとする。
- (6)本要求水準書に明記されていない事項であっても、当然必要と認められる本業務に付帯する軽微な業務については、受託者の負担において誠実に行うものとする。

- (7)受託者は、業務の全部を一括して、または業務の監督管理に係る部分等業務の主たる部分を再委託してはならない。業務の一部を再委託するときは、あらかじめ委託者の承諾を得るものとする。
- (8)本業務の遂行に係る各種法令等を遵守するほか、「ねんりんピック彩の国さいたま 2026 さいたま市実行委員会業務委託契約基準約款」の規定を遵守すること。

11. その他

- (1)その他項目に明記されていない事項については、委託者と受託者で協議して定める。
- (2)「仕様書」については、本要求水準書に従って受託者が作成し委託者へ提出した企画提案書を基に、委託者と受託者の協議の上で作成する。